

市川市立南新浜小学校PTA会則

令和7年総会で会則の改定の承認が取れたため再掲示します。

第1章 総 則

- 第1条 本会は市川市立南新浜小学校PTAと称し、事務所を同校内(市川市新浜1-26-1)におく。
- 第2条 本会は父母またはこれに代わる保護者(以下保護者とよぶ)と教職員が協力し、学校教育の振興をはかるとともに、児童の福祉の増進と地域の教育環境の向上を目的とする。
- 第3条 本会は児童の教育を本旨とする非営利的、非政治的、非宗教的な民主的団体として活動する。
- 第4条 本会は学級活動を基盤とし、第2条の目的を達成するために必要な各種の事業を行う。
- 第5条 本会の会員は任意入会とし、入会届を提出した南新浜小学校に在籍する児童の保護者と教職員とする。尚、退会する場合は必ず本会に申し出る事とする。
- 第6条 本会の休止または解散については、次の通りとする。
- 1 役員の選出が規定人数に満たず、本会の継続が困難とみなされる場合は総会または臨時総会での決議を経て休止または解散することができる。
 - 2 本会が休止または解散となった場合、PTA会費の徴収および委員会の発足は行わない。
 - 3 本会が休止または解散となった場合、PTA会費から支出していた学校運営に関わる全ての費用に關しては、必要に応じて学校徴収金に児童一人当たりに相当する額を組み込み徴収する。
 - 4 本会が休止または解散になった場合、PTA一般会計繰越残金および、すずがも祭会計の繰越残金、周年積立金会計の繰越残金の取り扱いについて該当年度の会員および教職員で決議を行い、決定事項に基づいて処理を行う。
 - 5 本会が休止または解散後に、南新浜小学校に在籍する児童の保護者と教職員が本会を必要と認めた場合は、決議を経て本会を再開または発足することができる。

第2章 役 員

- 第7条 本会には次の役員をおく。
- | | |
|---------------------|----------|
| (1)名誉会長(学校長) | (2)会長 1名 |
| (3)副会長 3名(内1名・教頭) | (4)書記 2名 |
| (5)会計3名(内1名・教職員) | (6)庶務 2名 |
| (7)会計監査 3名(内1名・教職員) | |
- ※ただし、副会長・庶務・会計については、状況に応じて若干名の増員も可とする。
- 第8条 役員の任務は次のとおりとする。
- (1)名誉会長は会員相互の連絡と関係諸団体の協調をはかる。
 - (2)会長は本会を代表し会務を統轄する。
 - (3)副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその任務を代行する。
 - (4)書記は本会の運営を記録し会員への連絡にあたる。
 - (5)会計は総会で決定した予算にもとづいて、一切の経理を処理する。
 - (6)庶務は本会の運営に關わる諸方面の用務を担う。
 - (7)会計監査は予算の執行を監査するものとし、本部役員を経験した者より任命する。(但し、会員の限りではない)
 - (8)学校長はあらゆる会に出席し、意見を述べることができる。
- 第9条 役員は、重要事項を審議し、必要な会務運営の意見を総合的に調整し理事会に提案する。
- 第10条 役員の任期は原則2か年とし毎年定期総会において任命する。ただし再任は妨げない。補充によって選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

第3章 機 関

第11条 本会は次の機関をおく。

- (1)総会 (2)専門委員会 (3)理事会

第12条 1 総会は全会員で構成され本会の最高の議決機関である。

- 2 毎年1回、特別の事情がない限り4月中に会長が定期総会を召集する。また理事会が必要と認めた場合、または会員の5分の1以上の要求があった場合には、会長は臨時総会を召集しなければならない。
- 3 総会に付議または報告すべき事項は、次のとおり。
- (1)事業報告 (2)予算・決算の承認 (3)役員の承認
- (4)会則の変更 (5)その他の重要事項
- 4 総会は全会員の過半数(委任状を含む)の出席によって成立する。

第13条 代表委員会の任務は次のとおりとする。

- (1)理事会から依頼された事業の運営

第14条 専門委員会は次のとおりとする。

- 1 専門委員会は次の活動を受けもつ。

- (1)厚生委員会 保健衛生、学校給食の向上に関する活動
テトラパック回収・発送
ウェブルマーク助成に関する活動
- (2)防犯委員会 校外における児童の健全育成に関する活動
校区内における児童の安全対策に関する活動
- (3)すずがも実行委員会 すずがも祭でのブース企画・運営
- (4)運動会サポート委員会 運動会前日の準備
駐輪場管理
運動会で使用した箇所の清掃

- 2 各専門委員会は4月に選出された委員により構成する。

- 3 各専門委員会は委員長1名を選出し、その他の役職については、各専門委員会にゆだねる。

- 4 専門委員会は活動の継続が困難とみなされた場合、理事会協議の上その年度の活動を休止することができる。

第15条 1 理事会は役員・代表委員・各専門委員会委員長・名誉会長(学校長)・教頭によって構成され、本会則および総会の決議にもとづいて、本会の会務を企画運営する。

2 理事会は会長が必要に応じて召集する。ただし、理事の4分の1以上の要求があった場合、会長は理事会を召集しなければならない。

3 理事会に付議または報告する事項は次のとおりとする。

- (1)総会の運営 (2)会務執行のために必要な細則
(3)予算案の編成および決算書の作成 (4)総会決定事項の執行
(5)各委員会提出議案の審議調整 (6)その他特に必要な事項

4 会長が特に必要と認めた場合は、第1項の規定にかかわらず、構成員以外の人の出席を求め、意見を聞くことができる。

5 委員・役員の選出については、1世帯につき1名とする。

第16条 役員の選考にあたっては、会員の推薦した候補者の中から適任者を選考し定期総会もしくは、臨時理事会にて報告して承認を受ける。

第17条 すべての機関における議事は、出席者の過半数の同意によって決定する。

第4章 会計

第18条 本会の経費は会費その他をもってこれにあてる。

第19条 本会の会費は1世帯につき1か月300円とし、原則として年1回10か月分を徴収する。(8月、3月を除く)

第20条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

第5章 会則

第21条 本会の会計細則および慶弔規定・表彰規定は別に理事会において定める。

第22条 この会則は総会において出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。

第6章 補足事項

第23条 本会は、南新浜小学校家庭教育学級において組織としての活動休止中にその事業を代行することとし、その事務局及び会計の業務を役員が代行する。

会計細則(PTA会則 第21条)

第1条 本会の金銭出納は本細則に従いPTA会計が行う。

第2条 本会の会計は、一般会計、周年積立金会計、すすがも祭会計とする。周年記念事業の準備金を周年積立金会計とする。

第3条 会費以外の収入金は会長を通じてPTA会計に渡す。PTA会計は受領と同時に現金出納帳に記録し雑収入として処理する。

第4条 予算額にもとづいた支出および日常会務に要する1件10万円未満の現金の支出は、PTA会計の責任ですることができる。ただし、後日、会長への報告を必要とする。1件10万円以上の支出を行おうとする時および予算額を超過した時は、理事会の承認を得なければならない。

第5条 PTA会計は会計監査役員により毎学期末の収入および支出の概要を報告しなければならない。

第7条 PTA会計は会計業務を行うため一般会計には次の(1)～(4)、周年積立金会計には(1)～(3)を常時整備しておかなければならない。

- | | |
|-----------------------|------------------|
| (1)現金出納帳 | (2)預金帳 |
| (3)支払申請書(請求書・領収書等を添付) | (4)総勘定元帳(項目別支出帳) |

慶弔規定(PTA会則 第21条)

1 この慶弔規定はPTA会則第21条にもとづき定める。

2 会員および団体に対する慶弔金はつぎのとおりとする。

- | | | |
|---------------------------------------|--------|--------|
| (1) 職員の転・退任 勤続年数 | 一律 | 3,000円 |
| (2) 会員および児童の死亡 | | 5,000円 |
| (3) 児童の15日以上の病気・怪我による入院および欠席(慢性疾患を除く) | 3,000円 | |
- その他必要と認めた場合には理事会で協議の上、慶弔および見舞いを行うことができる。

表彰規定(PTA会則 第21条)

- 1 この表彰規定は、PTA会則第21条にもとづき定める。
- 2 会員に対する表彰は、次のとおりとする。
 - (1) 通算2年以上の役員経験をした会員。
 - (2) その他必要と認める場合は、理事会で協議の上、表彰することができる。

付 則

- 1 この会則は平成5年4月から施行する。
- 2 この会則は平成22年4月から改正し施行する。
- 3 この会則は平成23年4月から改正し施行する。
- 4 この会則は平成25年4月から改正し施行する。
- 5 この会則は平成30年4月から改正し施行する。
- 6 この会則は令和2年4月から改正し施行する。
- 7 この会則は令和3年4月から改正し施行する。
- 8 この会則は令和4年4月から改正し施行する。
- 9 この会則は令和6年4月から改正し施行する。
- 10 この会則は令和7年4月から改正し施行する。